

■被用者保険のしくみ

<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の従業員が被保険者となり、保険者にあらかじめ保険料を払うことにより、病気が等の医療を受けた際に保険者がその費用を保険医療機関等に払う制度 →後期高齢者医療制度の加入者は除かれる 		
保険者	政府および健康保険組合	
被保険者	製造業、販売業等の事業所で常時 5 人以上の従業員を使用する事業所に使用されるもの（事業所の経営者も 含まれる ）	
制度	政府管掌健康保険	原則従業員数 5 人以上で健康保険組合に属さない者
	組管掌健康保険	300 人以上の被保険者を有する事業所が単独または2以上で共同して組合を設立するもの
	船員保険	大型船舶に乗り込む船長、海員等 → 小型 の漁船員等は除かれる
	共済組合	国家公務員、地方公務員、私立学校教職員等の共済組合など

■地域保険のしくみ

- ①地域に住所を有する者はすべて**国民健康保険**に加入することを原則とし、他の職域保険に加入する資格を有する者と**後期高齢者医療制度**の加入者は国民健康保険の対象外となるしくみを取っている。
- ②構成員：保険者（市町村・特別区または**国民健康保険組合**）、被保険者、医療提供者
保険料：保険者が市町村・特別区の場合は**税金**として徴収される。

■しくみ

制度の趣旨	<ol style="list-style-type: none"> ①高齢期における適切な医療の確保を図るために、高齢者を後期高齢者と前期高齢者に分けて医療サービスを提供 <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者：後期高齢者医療制度に基づき医療サービスを提供 ・前期高齢者：保険者間での医療費負担の不均衡を調整する制度 ②医療費の適正化を推進するために、特に40歳から74歳の者に対して生活習慣病の予防のための健診等を保険者に義務づける 	
後期高齢者医療制度	構成員	運営主体（ 都道府県 単位ですべての市町村・特別区が加入する広域連合）、被保険者および医療提供者
	被保険者	広域連合 の区域内に住所を有する 75 歳以上の者および 65 歳から 74 歳の寝たきり等の者であって、 広域連合 の認定を受けたもの
	保健事業	<ol style="list-style-type: none"> ①40歳から74歳の者に対する特定健診・特定保健指導 <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診：メタボリックシンドロームに着目し、保健指導の対象となるかどうかを判断するための健診 ・特定保健指導：特定検診の結果、保健指導が必要と判断された者に行われる ②75歳以上の者に対する保健事業 QOLの確保や介護予防、また、生活習慣病の早期発見のために健康診査・健康相談等の保健事業が行われる

高額介護合算療養費	被用者保険 、国民健康保険および 後期高齢者医療制度 における世帯内で、医療費と 介護保険サービス の自己負担がある場合に、年間で両方の合算額が所得区分に応じた限度額を超えた場合、超過分が給付される
------------------	--